

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成23年10月21日(金曜日)
午後5時01分～午後5時06分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安 富 法 明 委 員 長 原 田 茂 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委 員 (議長)
南 口 彰 夫 委 員 布 施 文 子 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
波 佐 間 敏 総 務 部 長 倉 重 郁 二 総 務 部 次 長
奥 田 源 良 総 務 部 財 政 課 長

午後5時01分開会

委員長（安富法明君） お疲れのところではございますが、只今より総務企業委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査いたしますのでご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。それではこれより審査を始めます。議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書27-10ページ、27-11ページをお開き願いたいと思います。2款総務費・1項総務管理費・目1一般管理費におきまして、訴訟にかかる弁護士委託料といたしまして、81万7,000円を補正するものであります。これは配食サービスに関する訴訟にかかる経費でありまして、内訳といたしましては、食器の目的外使用に関する訴訟につきましては判決が確定したということで、成功報酬等といたしまして34万円、次に配食サービス委託料の過払いに関する事件につきましては、広島高等裁判所に控訴いたしておりますから、これにかかる経費といたしまして147万7,000円、合せて、総額181万7,000円となりますが、当初予算におきまして、100万円予算措置しておりますので、差引81万7,000円を補正いたすものであります。以上です。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは歳入のほうご説明させていただきます。補正予算書の8ページ、9ページのほうでございます。10款地方交付税で普通交付税を81万7,000円、特別交付税を2,280万円計上しております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 先程181万円の内訳はお伺いしたんですけども、着手金126万円、それから実費として21万7,000円と報告が先程あったと思いますが、このお金に関しまして、この度原告になるわけですが、美祢市が、もしこの裁判で勝った場合、この金というのは戻ってくるものなのではないでしょうか。（発言する者

あり)

委員長(安富法明君) 倉重総務部次長。

総務部次長(倉重郁二君) 山中委員にお答えいたします。現在係争中でありまして、まだ判決等も出ておりません。またそのような上告等も考えられますので、今の現在ではそのお答えはできないということでございます。

委員長(安富法明君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(安富法明君) ないようでございます。それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(安富法明君) よろしいですか。ないようでございます。それでは、これより議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(安富法明君) 全員異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本日の本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後5時06分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年10月21日

総務企業委員長

宗 富 法 明